

○東北大学基金修学支援基金取扱細則

平成28年8月26日

理事（財務・施設・キャンパス計画担当）裁定

（趣旨）

第1条 この細則は、東北大学基金修学支援基金（以下「修学支援基金」という。）の設置及びその取り扱いについて定めるものとする。

（設置）

第2条 国立大学法人東北大学基金管理運営規程（平成20年規第47号。以下「規程」という。）

第5条第2項の規定に基づく東北大学基金の特定基金として、修学支援基金を置く。

（目的）

第3条 修学支援基金は、修学環境の充実を図るため、経済的理由により修学が困難な東北大学（以下「本学」という。）の学生等に対して、次条各号に掲げる事業の用に供することにより、修学支援を行うことを目的とする。

（事業）

第4条 修学支援基金は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業の用に供するものとする。

- 一 授業料、入学料又は寄宿料の全部又は一部を免除する事業
- 二 学資金を貸与し、又は支給する事業
- 三 本学が教育研究上必要があると認めた学生等の留学に係る費用を負担する事業
- 四 国立大学法人東北大学時間雇用職員就業規則（平成16年規第49号）の定めるところにより、学生等の資質を向上させることを主たる目的として、学生等を同規則別表に掲げるティーチング・アシスタント又はリサーチ・アシスタントの業務に従事させ、当該学生等に対して給与を支給する事業

（構成）

第5条 修学支援基金は、第3条に定める目的を寄附目的とする寄附をもって構成する。

（寄附金の使途の変更禁止）

第6条 修学支援基金に対し寄附がなされた寄附金の使途は、変更することはできない。

- 2 修学支援基金から第4条第2号に規定する学資金を貸与する事業により学生等へ貸与した貸与金について、被貸与者より貸与金が本学に返還された場合は、修学支援基金に繰り入れるものとする。

（修学支援基金の管理）

第7条 修学支援基金の管理については、この細則によるもののほか、規程その他関係規則等により行うものとする。

- 2 修学支援基金の管理は、他の寄附金と独立して行う。

（事務）

第8条 修学支援基金の事務については、教育・学生支援部と連携して、総務企画部において処理する。

（雑則）

第9条 この細則に定めるもののほか、修学支援基金に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この細則は、平成28年9月1日から施行する。